

会議の公開・非公開の判断基準について

町が設置する委員会等については、愛南町自治基本条例に基づき原則として公開しますが、町情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報（以下（1）～（6）の情報です。）が会議に含まれるおそれがある場合は、当該会議を非公開とします。

また、会議の開催時の内容によって、公開できたり、公開できなかつたりする場合は一部公開とし、その都度公開・非公開を判断します。

不開示情報

- （1） 法令又は条例等により、公にできないと認められる情報
- （2） 個人情報
- （3） 法人等の事業に関する情報であって、公にすることにより、当事者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は町の要請を受けて公にしない条件で任意に提供されたもの
- （4） 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- （5） 町等の内部又は相互における検討、審議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- （6） 町等の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の執行に支障を及ぼすなどのおそれがあり、具体的には監査、検査、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理及び町等が経営する企業に係るもの